

第8章 計画の推進体制及び進行管理

1 計画の推進体制

事業者、消費者、行政等の多様な主体が適切な役割分担のもと、連携・協力し、食品ロスの削減に向けた取組みを推進します。

「香川県食品ロス削減推進協議会」などの場において、事業者、関係団体、行政等の関係者が意見・情報交換を行い、得られた意見や情報などを適切に施策に反映させるとともに、連携・協力して施策を実施します。

2 関連する施策等との連携

食品ロスの削減については、多岐にわたる施策に位置付けられているため、関係部局と緊密に連携し、関連施策との連携を推進するとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献できるよう努めます。

【関連する施策（関係課）】

- ・循環型社会形成推進基本法（廃棄物対策課）
- ・エシカル消費（くらし安全安心課）
- ・食品リサイクル法（農業生産流通課）
- ・食育推進基本計画（健康福祉総務課、教育委員会事務局保健体育課）
- ・廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物対策課）

3 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、市町や事業者などの協力を得て、食品ロスの発生状況に関する実態を定期的に把握し、目標の達成状況や施策の実施状況を継続的に検証するとともに、検証結果を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを検討することとします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴う新しい生活様式により、食に関する県民の消費行動や事業者の事業活動に変化が生じる可能性があることから、こうした変化を適切に把握し、柔軟に対応するよう努めます。